

果樹母樹のウイルス病検疫制度

果樹のウイルス病対策は健全な苗木を使用することが基本であるが、健全な苗木を得るためにはウイルス病にかかっていない母樹から採取した穂木で苗木を作り出さなければならない。このため昭和36年から果樹母樹ウイルス病検疫制度が発足し、以来植物防疫所が検査を担当している。しかし、直接関係者以外には十分周知されていないむきがあるので、制度の概要を紹介することにした。

検査の対象となる果樹の種類は、かんきつ、りんご、ぶどう、もも、おうとうの5種類である。都道府県が母樹園を設置し、ウイルス病についての検査を申請した場合、植物防疫所は園地検査と接種検定を行っている。園地検査は毎年母樹の所在地で行い、ウイルス病有病母樹の有無と周辺におけるウイルス病有病樹の有無を検査している。接種検定は、新設の母樹と園地検査で病の疑いがもたれた母樹について毎年実施しており、さらに何年周期かで再検定を行っている。

主な検定対象ウイルス病と検定に使用している植物は次表のとおりである。

母樹	検定対象のウイルス病	検定に使用している植物
かんきつ	●トリスデサ、ハッサク萎縮病など ●温州萎縮病、カンキツモザイク病、ナツミカン萎縮病など ●エクソコーティス	メキシカンライム、シロコマ、ササゲ、インゲン、アカザ、キンア エトログシトロン
りんご	●りんご高接病	マルバカイドウ、ミツバカイドウ
もも おうとう	●ネクロティックリングスポット・ウイルス(NRSV)、フルー・ドワーフウイルス(PDV) ●グリーン・リング・モットル・ウイルス(GRMV)	カボチャ、キュウリ、シロフゲン カンザン
ぶどう	●ファンリーフ(NEPOウイルス群の一種)など	アカザ、センニチコウ、タバコ

接種検定は、検定用植物を接種の時期に合せて多量に準備する必要があり、施設と技術、労力が必要である。また、検定には相当な期間が必要で、

草本植物を使用する温州萎縮病やぶどうのファンリーフ病では、接種後2週間ないし1ヵ月、木本植物で検定するかんきつウイルス病では接ぎ木後数ヵ月、また、りんご高接病では、5月に接ぎ、11月に台木のカイドウ類に現れる病徴を検査しているが、病徴の発現がおくれるものがあるため、さらに翌春再検査を行わねばならず検定期間は約1年となっている。最近では抗血清利用の検定法も採用されており、カンキツモザイク病(トラミカン)に対するELISA法がその例である。

この10年間に、全国で、かんきつ290,979本、りんご9,352本、ぶどう、もも、おうとう合せて8,176本合計308,507本の母樹を検査した結果、温州萎縮病グループ及びトリスデサ病グループでかんきつ母樹727本が、りんご高接病でりんご母樹709本が、NRSV, PDV, NEPO ウイルス群等でも、おうとう及びぶどう母樹46本、合計1,482本が不合格となった。

最後に、この制度による検疫結果が苗木生産に直結し、ウイルス病対策に有意義に活用されることを希望したい。

検定植物に現れたカンキツウイルス病の病徴



エクソコーティス
(エトログシトロン)

温州萎縮病(白ゴマ)